ACSES ニュースレター_１９７４号（2020 年 11 月４日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（13 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇フグ食べ男性死亡　徳島保健所管内　自宅で調理、体内から猛毒〈新聞報道〉
◇日本の 19 年石綿関連死者数、推計 2 万人超　研究機関調査〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・線路へのイヤホン落下、950 件　ワイヤレスで増加、JR 東 78 駅〈Web 報道〉
・杏林大、論文不正で准教授を懲戒　出典示さず引用〈Web 報道〉
・山形大、複数の教授間でパワハラか　不当評価や成果「横どり」　職員組合発表〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・准教授刺傷の元名城大生に懲役 7 年の実刑判決　殺意認定も「動機判然とせず」〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・海洋放出、「決定」は見送ったが...　福島第1原発の汚染処理水問題が大詰め〈Web報道〉
・原発の処理水、菅首相「飲んでもいい？」　東電の説明は〈新聞報道〉
[原子力施設全般]
・全国の稼働原発1基に　関電の大飯4号機が定期検査入り〈新聞報道〉
・核ごみ文献調査を国に申請　原環機構、北海道 2 町村で〈Web 報道〉
・女川原発の再稼働まとまらず　30 キロ圏内首長、意見書断念〈Web 報道〉
[大震災対策]
・スパコン「富岳」　高い確率で「線状降水帯」予測　気象庁が解析〈放送報道〉
・政府、浸水想定を中小河川に拡大　氾濫多発で危険周知〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇WHO のコロナ起源解明が停滞　指導部と中国の姿勢が原因か〈Web 報道〉
◇ウイルス検査不要に　中韓など 11 カ国・地域から入国時〈新聞報道〉
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 健康安全
◇「睡眠の質を上げてカラダもココロも健やかに」特設 Web コンテンツの公開について〈厚生労働省〉
[4] 肥料
◇肥料取締法施行規則第十一条第八項ただし書の規定に基づき指定配合肥料の保証の方法の特例を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 2127 号）〈官報〉
[5] 廃棄物関係
◇電子タグで食品廃棄削減へ　経産省、コンビニ実験〈Web 報道〉
[6] 温暖化対策関係
◇“最後のウォームビズ”　始まる 来年以降は特定の時期を定めず〈放送報道〉〈環境省〉
[7] その他省庁発表　　２件
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

紫式部（ムラサキシキブ）

［開催案内］　　７件
［付録］
◇日本学術会議　任命拒否問題
〇マスコミ報道　見出し

****

［1］*化学物質関係事故、事件関係*

◇フグ食べ男性死亡　徳島保健所管内　自宅で調理、体内から猛毒

＜徳島新聞　2020 年 11 月 3 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/17b7ab992936e5b84cfe9ac074809d1ab800c070

徳島県は 2 日、自ら調理したフグを食べた徳島保健所管内の 80 代男性が食中毒で死亡したと発表した。県内でフグによる食中毒が確認されたのは 2015 年以来。

県によると、男性は 1 人暮らしで、自宅で亡くなっているのを家族が見つけた。医師が死因を特定する検案を実施したところ、男性の体内から猛毒「**テトロドトキシン**」が検出されたため徳島保健所に届け出た。

フグの種類や食べた部位は不明。テトロドトキシンを摂取すると 20 分～3 時間で全身がまひし、呼吸が停止して死に至るという。

県安全衛生課によると、フグによる食中毒は 10 年以降では 5 件目。死亡例は 1994 年以来となる。同課は「フグを素人が調理するのは大変危険。条例で禁じられており、絶対にやめてほしい」と呼び掛けている。

◇日本の 19 年石綿関連死者数、推計 2 万人超　研究機関調査

＜毎日新聞　2020 年 11 月 2 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/c329bcd127c5b70a1d171a47a761186b37ddaf57

世界の病気別の死者数などを推計する研究「世界疾病負荷」（GBD）の結果が 10 月に更新され、日本のアスベスト（石綿）による年間死者数の推計が初めて 2 万人を超えた。世界でも米国、中国に次ぐ 3 番目の多さで、日本が石綿の「被害大国」である現実が浮き彫りになっている。

GBD は、米ワシントン大の保健指標評価研究所が中心となり、世界各国から集めたデータを包括的に分析して病気別の死亡者数などを推計する国際研究プロジェクトで、1～2 年に 1 度、結果が公表される。今回はがんや感染症、糖尿病など 369 種類の病気について、リスク要因ごとに死亡者数などを推計した。

石綿を吸い込むと、がんの一種の中皮腫や肺がんなど深刻な疾患を引き起こす。中皮腫はほぼ全て石綿が原因とされ、厚生労働省の人口動態統計によると、日本では 2019 年に 1466 人が亡くなったことが確認されている。一方で肺がんは、喫煙や大気汚染など別の要因と区別ができないため、石綿由来の肺がん死者数としては国内統計がなく、被害の全体像は分かっていない。

今回更新された GBD によると、日本では 19 年に仕事での石綿吸引が原因で亡くなった人が 2 万 699 人いると推計された。米国では年間約 4 万人、中国で年間約 2 万 6000 人が亡くなっているとされ、日本は 3 番目の多さだった。また、世界全体では石綿が原因で年間約 24 万人が亡くなっているとしている。

日本の石綿による推計死者の疾患ごとの内訳をみると、肺がんの死者が 1 万 8342 人と最も多く、中皮腫の推計値 1599 人の約 11・5 倍だった。また日本で公的に石綿が原因で発症するとは認められていない卵巣がんで 204 人、咽頭（いんとう）がんで 122 人が亡くなっているとも推計された。

日本では石綿が原因で中皮腫や肺がんなどを発症したと認められた場合、労災保険と石綿健康被害救済制度によって、補償や救済を受けることができる。全国労働安全衛生センター連絡会議（東京都）によると、19 年度にこの二つの制度によって補償や救済を受けられたのは約 2100 人で、GBD の推計値の 1 割にとどまっている。連絡

会議の古谷杉郎事務局長は「日本の石綿被害の実態は分かっていない。今回の推計は、現在の補償や救済では被害者を救いきれていないことを改めて示している」と指摘する。

◇***その他の事故、事件***

・線路へのイヤホン落下、950 件　ワイヤレスで増加、JR 東 78 駅

＜共同通信　2020 年 11 月 2 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/85c0decd917887025489994c05be6a7b08e40974

ワイヤレスイヤホンが線路に落ちたケースが、JR 東日本東京支社管内の 78 駅で 7～9 月、約 950 件に上った。数万円と高価で乗客から回収を依頼されるが、小さくてホームから器具で拾うのが難しい。列車を止めたり、終電後に捜索したりすることもあり、東京支社は「いやー、ほんとうに困った」と、4 日から年末までキャンペーンで注意を呼び掛ける。

東京支社は 2 日、東京都大田区の訓練センターにある模擬ホームで、報道陣に回収作業を実演。社員がホームにしゃがみ、棒状の器具でイヤホンを拾おうとしたが、バラスト（砕石）の隙間に入り込み、うまくいかなかった。

・杏林大、**論文不正**で准教授を懲戒　出典示さず引用

＜共同通信　2020 年 11 月 2 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/b69d992c5af3f0de9b2c95c0ba17239a578cf43e

杏林大（東京都三鷹市）の総合政策学部の 40 代女性准教授が、出典を示さずに企業ホームページにあった文章を論文に引用するなどの研究不正をしたとして、諭旨退職の懲戒処分となっていたことが 2 日、大学への取材で分かった。処分は 3 月 11 日付。

杏林大によると、准教授は開発経済学が専門。昨年 3 月発行の紀要に載った多国籍企業による途上国支援をテーマにした英語論文で、海外の銀行がホームページに載せた沿革の文章を流用した。未発表の別の論文でも、他の研究者の論文を不正に引用した。

昨年 9 月に内部告発があり、調査委員会を設置。今年 1 月に不正を認定した。

・山形大、複数の教授間でパワハラか　不当評価や成果「横どり」　職員組合発表

＜毎日新聞　2020 年 11 月 3 日＞　https://mainichi.jp/articles/20201103/ddl/k06/040/022000c

山形大職員組合は２日、山形大有機エレクトロニクス研究センター（米沢市）で、複数の教授らが４人の男性教授らに対して、着任前に約束した内容とは異なる業務をさせるなどのパワーハラスメントを行っていたと発表した。

組合によると、パワハラを行っていたのは同センターに所属する教授ら４人。被害に遭った男性教授の１人は、当初、豊富な研究費があることや、ベンチャー企業設立に関わる補助などの業務があると誘われ、昨年１１月に採用された。だが、実際にはベンチャー企業設立の責任を負わされ、業務が遅れると、「こんなに遅れていたら来期は雇用できない」などと告げられたという。

他にも、国や企業から研究費として獲得した財源を研究とは関係の無い設備の購入に流用したり、実際の研究者が正当な評価をされず、一部の教授らが成果を上げたように報告したりするなどの行為もあったという。

また、今年６月の同センターでの火災のあと、パワハラを受けていた別の男性研究員が、その数日後に亡くなっていたことも明らかになった。男性は機能不全の機械の運用などを任されていた。

組合によると、大学側からの事情聴取の申し出に対し、組合は被害者４人が一緒に聴取を受けることを条件にしていたが、大学側はこれを拒否したという。ただ、同大のハラスメントに関する規定では、複数人で聴取を受けることは禁止していないとしている。組合の仁科辰夫教授は県庁で開いた記者会見で「大学側には被害者の権利を不当に侵害しない形式での手続きを求める」と訴えた。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・准教授刺傷の元名城大生に懲役 7 年の実刑判決　殺意認定も「動機判然とせず」

＜毎日新聞　2020 年 11 月 2 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/da0302b9501658d0a234ddb4e0d39df623376952

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・海洋放出、「決定」は見送ったが...　福島第１原発の汚染処理水問題が大詰め
＜J-CAST　2020 年 10 月 31 日＞　https://www.j-cast.com/2020/10/31397387.html
---

・原発の処理水、菅首相「飲んでもいい？」　東電の説明は
＜朝日新聞　2020 年 11 月 3 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASNC255HSNBZULZU00G.html?iref=comtop_7_01

[原子力施設全般]

・全国の稼働原発1基に　関電の大飯4号機が定期検査入り
＜朝日新聞　2020 年 11 月 3 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/c458a9837b469ba3213f5c236daf51666d5dc81c
---

・核ごみ文献調査を国に申請　原環機構、北海道２町村で
＜共同通信　2020 年 11 月 2 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/22f3a433fd031705d80f63595dfe6f5496af354e
---

・女川原発の再稼働まとまらず　30 キロ圏内首長、意見書断念
＜共同通信　2020 年 11 月 2 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/07db219e082de389c49f3e1e8b75396f7937e9ca
---

[大災害対策]

・スパコン「富岳」　高い確率で「線状降水帯」予測　気象庁が解析
＜NHK　2020 年 11 月 3 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201103/k10012693021000.html
---

・政府、浸水想定を中小河川に拡大　氾濫多発で危険周知
＜共同通信　2020 年 11 月 3 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/d087fa12dd2ceb8766ec2916c0cd11a8d93e22f7

政府は２日、法律に基づく洪水時の浸水想定区域の設定対象を大きな川だけでなく、中小河川に拡大する方針を固めた。近年、氾濫は中小の川でも多発しており、住民に危険を周知する。来年の通常国会へ水防法などの改正案提出を目指す。

浸水想定区域は、ハザードマップ作成など市町村の避難対策にも活用される。対象河川は国や都道府県が指定し、水防法は流域面積が大きく、一定の損害が見込まれるかどうかを基準としている。

ただ、昨年の台風 19 号では堤防が決壊した 71 河川のうち 43 は、この基準に該当しない中小河川だった。今年 7 月の豪雨でも、熊本県・球磨川の中小支流で氾濫が相次いだ。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年 11 月 2 日版）
＜厚生労働省　2020 年 11 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=V65B0Wr3iEvjFz7FY
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2020 年 11 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m2KNHaY7RIcv2_EJY
・国内の発生状況について更新しました
＜厚生労働省　2020 年 11 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1q1JZ4DfL8X48cxY
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、海外の状況、その他）を更新しました
＜厚生労働省　2020 年 11 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=J94xoRqH-DuTZOK1Y

◇マスコミ報道　見出し
・北海道「第 3 波」危機　寒さ本格化、クラスター相次ぐ＜朝日新聞　2020 年 11 月 3 日＞

[対策・予防]
◇省庁発表
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のお知らせを更新しました
＜厚生労働省　2020 年 11 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=f4Zp-ULfoGPLPxztY
・「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）」について、短期出張からの帰国者も利用可能となります
＜経済産業省　2020 年 11 月 2 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201030013/20201030013.html?from=mj
---

◇WHO のコロナ起源解明が停滞　指導部と中国の姿勢が原因か
＜共同通信　2020 年 11 月 3 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/adabd4727597169efbeef90adc8bb88028317f45
2 日の米紙ニューヨーク・タイムズ（電子版）は、世界保健機関（WHO）による新型コロナウイルス感染症の起源解明が、独立した調査に消極的な中国政府と中国に迎合的な WHO 指導部の姿勢によって停滞している、と伝えた。
　同紙は、これまでに訪中した WHO の調査チームには、感染拡大の源となった武漢市の野生動物を扱う市場の訪問が認められないなど多くの制約があったと指摘。
　こうした制約は WHO 指導部が中国側と交渉、秘密裏に譲歩した結果であり、現在も「透明で独立した」起源解明に関わる調査が行われていないとした。

◇ウイルス検査不要に　中韓など 11 カ国・地域から入国時
＜朝日新聞　2020 年 11 月 1 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/8fd6d4db7dd336a4773c3aff0d5d5415f03aab44
検査が不要になった国：中国、韓国、台湾、香港、マカオ、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、豪州、ニュージーランド。
滞在歴のある外国人の入国拒否も解除。
日本での滞在場所や連絡先などを登録する質問票の提出や、入国翌日から 14 日間の待機と公共交通機関を使わない移動の要請は従来と変わらない。

◇大学等関係
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】（11/2 更新）
＜大学プレスセンター　2020 年 11 月 2 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】（10/21 更新）
＜大学プレスセンター　2020 年 10 月 21 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html
◇マスコミ報道　見出し
・第２波予期も阻止できず　経済再開の影響軽視し流行期に―欧州
＜時事ドットコム　2020 年 11 月 3 日＞

https://www.jiji.com/jc/article?k=2020110200644&g=int&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=edit

****

[3] ***健康安全***

◇「睡眠の質を上げてカラダもココロも健やかに」特設 Web コンテンツの公開について　　11 月２日～

＜厚生労働省　2020 年 11 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=H-YJmSK_wAOrX3SNY

URL：https://www.smartlife.mhlw.go.jp/sleep（「スマート・ライフ・プロジェクト」公式サイト内）

内容：

・睡眠の専門家２名による対談記事　「睡眠と健康の深い関係」

（スタンフォード大学医学部精神科教授　西野精治氏・東京慈恵医科大学客員教授　千葉伸太郎氏）

―仕事や学習時のパフォーマンスと睡眠にはどのような関係があるか

―社員が良質な睡眠を取るために、企業ができる取組や工夫について

―睡眠の質を高める実践的な方法　等

****

[4] ***肥料***

◇肥料取締法施行規則第十一条第八項ただし書の規定に基づき指定配合肥料の保証の方法の特例を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 2127 号）

［官報］　令和２年 11 月２日　号外　第 229 号　4～11 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201102/20201102g00229/20201102g002290004f.html

○農林水産省告示第 2127 号

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第十一条第八項ただし書及び同条第九項ただし書（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十九号（肥料取締法施行規則第十一条第八項ただし書の規定に基づき指定配合肥料の保証の方法の特例を定める件）の一部を次のように改正する。

令和２年 11 月２日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、「改正後」のみ掲載し、「改正前」を省略しました。―

「改正後」

１　肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項第二号に規定する指定配合肥料

一　原料として使用した普通肥料においてアンモニア性窒素及び硝酸性窒素が保証され、かつ、窒素全量が保証されない指定配合肥料の窒素の主成分の保証については、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号。以下「規則」という。）第十一条第八項各号の規定によりアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を保証し、かつ、次の(一)及び(二)により求めた値を合算した値の百分の八十以上（合算した値が五未満の値の場合には百分の五十以上。以下同じ。）で、かつ、次の(三)のイ及び(四)のイの値を合算した値若しくは(三)のロ及び(四)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料の窒素全量の含有国重（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。）を超えない範囲内の数値で同項第五号及び第六号の規定により窒素全量を保証することができるものとする。

(一)・(二)　（略）

(三)　次のいずれかの値　　［この項　“新設”］

イ　(一)における当該合算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうちアンモニア性窒素を保証したものごとに当該主成分の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

(四)　次のいずれかの値　　［この項　“新設”］

イ　(二)における当該合算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうち硝酸性窒素を保証したものごとに当該主成分の含有量(当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。)に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

二　原料として使用した普通肥料において別表の区分ごとの上欄に掲げる主成分及び下欄に掲げる主成分が保証された指定配合肥料の上欄に掲げる主成分の保証については、次の(一)及び(二)により求めた値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次の(三)のイ及び(四)のイの値を合算した値若しくは(三)のロ及び(四)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料の上欄に掲げる主成分の含有量(当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。)を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により保証するものとする。ただし、原料として使用した普通肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証された指定配合肥料並びに原料として使用した普通肥料において保証された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の非水溶化が生じた指定配合肥料(原料として使用した普通肥料において保証されたりん酸の主成分がく溶性りん酸及び水溶性りん酸又はりん酸全量、く溶性りん酸及び水溶性りん酸に限られるもの並びに原料として使用した普通肥料において可溶性りん酸及び水溶性りん酸が保証され、かつ、可溶性りん酸の非水溶化が生じないものを除く。)のく溶性りん酸又は可溶性りん酸の保証についてはこの限りでない。

(一)　(略)

(二)　原料として使用した普通肥料(上欄に掲げる主成分を保証したものを除く。)のうち下欄に掲げる主成分を保証したものごとに下欄に掲げる主成分(1 の区分の下欄に掲げる二種類の主成分を保証したものにあってはそれぞれの主成分、2、5、7 又は 9 の区分の下欄に掲げる二種類の主成分を保証したものにあっては二種類の主成分のうち保証成分量の大きい主成分。以下同じ。)の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

(三)次のいずれかの値　　［この項　“新設”］

イ　(一)における当該合算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうち上欄に掲げる主成分を保証したものごとに当該主成分の含有量(当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。)に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

(四)　次のいずれかの値　　［この項　“新設”］

イ　(二)における当該合算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料(上欄に掲げる主成分を保証したものを除く。)のうち下欄に掲げる主成分を保証したものごとに当該主成分の含有量(当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。)に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

三　原料として使用した普通肥料において窒素全量及びアンモニア性窒素若しくは硝酸性窒素又はその双方が保証された指定配合肥料の窒素全量の保証において、当該指定配合肥料の窒素全量の保証成分量とアンモニア性窒素若しくは硝酸性窒素の保証成分量又はその双方の保証成分量を合算した値のうち最も大きいものとの差が一%未満の場合は、窒素全量の保証を省略することができる。　　［この項　(新設)］

四　原料として使用した普通肥料においてりん酸全量及びく溶性りん酸、可溶性りん酸若しくは水溶性りん酸又はこれらのうち二以上が保証された指定配合肥料のりん酸全量の保証において、当該指定配合肥料のりん酸全量の保証成分量とく溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸のうち最も大きな主成分の保証成分量との差が一%未満の場合は、りん酸全量の保証を省略することができる。　　［この項　(新設)］

五　原料として使用した普通肥料において加里全量及びく溶性加里若しくは水溶性加里又はその双方が保証された指定配合肥料の加里全量の保証において、当該指定配合肥料の加里全量の保証成分量とく溶性加里又は水溶性加里のうち最も大きい主成分の保証成分量との差が一%未満の場合は、加里全量の保証を省略することができる。　　［この項　“新設”］

六　原料として使用した普通肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証された指定配合肥料のく溶性

りん酸及び可溶性りん酸の保証については、く溶性りん酸を次の(一)、(二)及び(三)により求めた値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次の(四)のイ、(五)のイ及び(六)のイの値を合算した値若しくは(四)のロ、(五)のロ及び(六)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のく溶性りん酸の含有量(当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。)を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により保証するものとし、可溶性りん酸を保証しないものとする。

(一)～(三)　(略)

(四)　次のいずれかの値　　［この項　“新設”］

イ　(一)における当該合算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうちく溶性りん酸を保証したものごとに当該く溶性りん酸の含有量(当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。)に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

(五)　次のいずれかの値　　［この項　“新設”］

イ　(二)における当該合算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうち可溶性りん酸を保証したものごとに当該可溶性りん酸の含有量(当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。)に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

(六)　次のいずれかの値　　［この項　“新設”］

イ　(三)における当該合算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうち、水溶性りん酸を保証し、く溶性りん酸及び可溶性りん酸のいずれも保証しないものごとに当該水溶性りん酸の含有量(当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。)に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

七　原料として使用した普通肥料において保証された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の非水溶化が生じた指定配合肥料(く溶性りん酸を保証した普通肥料を原料として使用したもの並びに原料として使用した普通肥料において可溶性りん酸及び水溶性りん酸が保証され、かつ、可溶性りん酸の非水溶化が生じないものを除く。)の原料として使用した普通肥料において保証された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の当該指定配合肥料における保証については、次の(一)及び(二)により求めた値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次の(三)のイ及び(四)のイの値を合算した値若しくは(三)のロ及び(四)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のく溶性りん酸の含有量(当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。)を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定によりく溶性りん酸として保証するものとする。

(一)及び(二)　(略)

(三)　次のいずれかの値　　［この項　“新設”］

イ　(一)における当該合算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうち可溶性りん酸を保証したものごとに当該可溶性りん酸の含有量(当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。)に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

(四)　次のいずれかの値　　［この項　“新設”］

イ　(二)における当該合算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうち水溶性りん酸を保証し、可溶性りん酸を保証しないものごとに当該水溶性りん酸の含有量(当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。)に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

八　原料として使用した普通肥料において保証された水溶性りん酸の非水溶化が生じた指定配合肥料の水溶性りん酸の保証については、当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認した水溶性りん酸の含有量の百分の八十以上で、かつ、当該含有量を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により保証するものとする。ただし、当該指定配合肥料の生産業者が最も非水溶化が生

じる条件下において当該指定配合肥料の水溶性りん酸の含有量を確認した場合には、当該含有量の百分の八十以上で、かつ、当該含有量を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により保証することができる。

九　原料として使用した普通肥料において保証された水溶性加里の非水溶化が生じた指定配合肥料（く溶性加里を保証した普通肥料を原料として使用したものを除く。）の原料として使用した普通肥料において保証された水溶性加里の当該指定配合肥料における保証については、当該水溶性加里の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次のいずれかの値を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定によりく溶性加里として保証するものとする。

（一）　当該合算した値　　［この項　“新設”］

（二）　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料の水溶性加里の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値　　［この項　“新設”］

（三）　当該指定配合肥料のく溶性加里の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。）　　［この項　“新設”］

十　原料として使用した普通肥料において保証された水溶性加里の非水溶化が生じた指定配合肥料の水溶性加里の保証については、第八号の規定を準用する。この場合において「水溶性りん酸」とあるのは「水溶性加里」と読み替えるものとする

十一　アルカリ分を保証した普通肥料に水酸化苦土肥料、炭酸苦土肥料又は副産苦土肥料を配合した指定配合肥料（アルカリ分を保証した普通肥料、水酸化苦土肥料、炭酸苦土肥料及び副産苦土肥料以外の普通肥料を配合したものを除く。）のアルカリ分の保証については、次の（一）、（二）、（三）及び（四）により求めた値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次の（五）のイ、（六）のイ、（七）のイ及び（八）のイの値を合算した値若しくは（五）のロ、（六）のロ、（七）のロ及び（八）のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のアルカリ分の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。）を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により保証するものとする。

（一）～（四）　（略）

（五）　次のいずれかの値　　［この項　“新設”］

イ　（一）における当該合算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうちアルカリ分を保証したものごとに当該アルカリ分の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

（六）　次のいずれかの値　　［この項　“新設”］

イ　（二）における当該計算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が水酸化苦土肥料を原料として使用した場合には、当該普通肥料ごとにく溶性苦土の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗じた値

（七）　次のいずれかの値　　［この項　“新設”］

イ　（三）における当該計算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が炭酸苦土肥料を原料として使用した場合には、当該普通肥料ごとにく溶性苦土の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗じた値

（八）　次のいずれかの値　　［この項　“新設”］

イ　（四）における当該計算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が副産苦土肥料を原料として使用した場合には、当該普通肥料ごとにく溶性苦土（可溶性苦土及びく溶性苦土を保証する場合には、可溶性苦土）の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗じた値

十二　原料として使用した普通肥料において保証された水溶性苦土の非水溶化が生じた指定配合肥料（可溶性苦土又はく溶性苦土を保証した普通肥料を原料として使用したものを除く。）の原料として使用した普通肥料において保証された水溶性苦土の当該指定配合肥料における保証については、当該水溶性苦土の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次のいずれかの値を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定によりく溶性苦土として保証するものとする。

(一)　当該合算した値　　［この項　“新設”］

(二)　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料の水溶性苦土の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値　　［この項　“新設”］

(三)　当該指定配合肥料のく溶性苦土の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。）　　［この項　“新設”］

十三　原料として使用した普通肥料において保証された水溶性苦土の非水溶化が生じた指定配合肥料の水溶性苦土の保証については、第八号の規定を準用する。この場合において「水溶性りん酸」とあるのは「水溶性苦土」と読み替えるものとする。

十四　原料として使用した普通肥料において保証された水溶性マンガンの非水溶化が生じた指定配合肥料（可溶性マンガン又はく溶性マンガンを保証した普通肥料を原料として使用したものを除く。）の原料として使用した普通肥料において保証された水溶性マンガンの当該指定配合肥料における保証については、当該水溶性マンガンの保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次のいずれかの値を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定によりく溶性マンガンとして保証するものとする

(一)　当該合算した値　　［この項　“新設”］

(二)　該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料の水溶性マンガンの含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値　　［この項　“新設”］

(三)　当該指定配合肥料のく溶性マンガンの含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。）　　［この項　“新設”］

十五　原料として使用した普通肥料において保証された水溶性マンガンの非水溶化が生じた指定配合肥料の水溶性マンガンの保証については、第八号の規定を準用する。この場合において「水溶性りん酸」とあるのは「水溶性マンガン」と読み替えるものとする。

２　前項の規定は、規則第十一条第八項第四号に規定する指定化成肥料の保証の方法について準用する。この場合において、これらの規定中「指定配合肥料」とあるのは「指定化成肥料」と、第一号中「次の(三)のイ及び(四)のイの値を合算した値若しくは(三)のロ及び(四)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料の窒素全量の含有量」とあるのは「当該指定化成肥料の窒素全量の含有量」と、第二号中「次の(三)のイ及び(四)のイの値を合算した値若しくは(三)のロ及び(四)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料の上欄に掲げる主成分の含有量」とあるのは「当該指定化成肥料の上欄に掲げる主成分の含有量」と、第六号中「次の(四)のイ、(五)のイ及び(六)のイの値を合算した値若しくは(四)のロ、(五)のロ及び(六)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のく溶性りん酸の含有国重」とあるのは「当該指定化成肥料のく溶性りん酸の含有量」と、第七号中「次の(三)のイ及び(四)のイの値を合算した値若しくは(三)のロ及び(四)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のく溶性りん酸の含有量」とあるのは「当該指定化成肥料のく溶性りん酸の含有量」と、第九中「次のいずれかの値」とあるのは「当該指定化成肥料のく溶性加里の含有量（当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認したものに限る。）」と、第十一号中「次の(五)のイ、(六)のイ、(七)のイ及び(八)のイの値を合算した値若しくは(五)のロ、(六)のロ、(七)のロ及び(八)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のアルカリ分の含有量」とあるのは「当該指定化成肥料のアルカリ分の含有量」と、第十二号中「次のいずれかの値」とあるのは「当該指定化成肥料のく溶性苦土の含有量（当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認したものに限る。）」と、第十四号中「次のいずれかの値」とあるのは「当該指定化成肥料のく溶性マンガンの含有量（当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認し

たものに限る。)」と読み替えるものとする。　　［この項　“新設”］

３　規則第十一条第九項に規定する特殊肥料等入り指定混合肥料　　［この項　“新設”］

一　原料として使用した肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証され、又はこれらの含有量が記載された特殊肥料入り指定混合肥料の当該主要な成分の記載については、く溶性りん酸の含有量を記載するものとし、可溶性りん酸の含有量を記載しないものとする。

二　原料として使用した肥料において窒素全日一一塁及びアンモニア性窒素若しくは硝酸性窒素若しくはその双方が保証され、又はこれらの含有量が記載された特殊肥料等入り指定混合肥料の窒素全量の記載については、当該特殊肥料等入り指定混合肥料の窒素全量の含有量とアンモニア性窒素若しくは硝酸性窒素の含有量又はその双方の含有量を合算した値のうち最も大きいものの差が一%未満の場合は、窒素全量の記載を省略することができる。

三　原料として使用した肥料においてりん酸全量及びく溶性りん酸、可溶性りん酸若しくは水溶性りん酸若しくはこれらのうち二以上が保証され、又はこれらの含有量が記載された特殊肥料等入り指定混合肥料のりん酸全量の記載については、当該特殊肥料等入り指定混合肥料のりん酸全量の含有量とく溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸の含有量のうち最も大きいものとの差が一%未満の場合は、りん酸全量の記載を省略することができる。

四　原料として使用した肥料において加里全量及びく溶性加里、水溶性加里若しくはその双方が保証され、又はこれらの含有量が記載された特殊肥料等入り指定混合肥料の加里全量の記載については、当該特殊肥料等入り指定混合肥料の加里全量の含有量とく溶性加里又は水溶性加里のうち最も大きいものとの差が一%未満の場合は、加里全量の記載を省略することができる。

五　原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の非水溶化が生じた特殊肥料等入り指定混合肥料(く溶性りん酸が保証され、又はその含有量が表示された肥料を原料として使用したもの並びに原料として使用した肥料において可溶性りん酸及び水溶性りん酸が保証され、又はその含有量が記載され、かつ、可溶性りん酸の非水溶化が生じないものを除く。)の原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の当該特殊肥料等入り指定混合肥料における記載については、く溶性りん酸の含有量を記載するものとする。

六　原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性加里の非水溶化が生じた特殊肥料等入り指定混合肥料(く溶性加里を保証され、又はその含有量が表示された肥料を原料として使用したものを除く。)の原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性加里の当該特殊肥料等入り指定混合肥料における当該主要な成分の記載については、く溶性加里の含有量を記載するものとする。

七　原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性苦土の非水溶化が生じた特殊肥料等入り指定混合肥料(可溶性苦土又はく溶性苦土が保証され、又はその含有量が表示された肥料を原料として使用したものを除く。)の原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性苦土の当該特殊肥料等入り指定混合肥料における当該主要な成分の記載については、く溶性苦土の含有量を記載するものとする。

八　原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性マンガンの非水溶化が生じた特殊肥料等入り指定混合肥料(可溶性マンガン又はく溶性マンガンが保証され、又はその含有量が表示された肥料を原料として使用したものを除く。)の原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性マンガンの当該特殊肥料等入り指定混合肥料における当該主要な成分の記載については、く溶性マンガンの含有量を記載するものとする。

４　前項の規定は、規則第十一条第十項に規定する土壌改良資材入り指定混合肥料の主要な成分の含有量の記載の方法について準用する。この場合において、これらの規定中「特殊肥料等入り指定混合肥料」とあるのは「土壌改良資材入り指定混合肥料」と読み替えるものとする。　　［この項　“新設”］

附　主成分及び主要な成分の定量方法及び量の算出は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によるものとする。　　［この項　“新設”］

附　則

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

****

[5] ***廃棄物関係***

◇電子タグで食品廃棄削減へ　経産省、コンビニ実験

＜共同通信　2020 年 11 月 2 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/32a373aab59341c69d79edb374fdc035c9dddfae

経済産業省は2日、ファミリーマートと連携し、東京都内のコンビニ店舗で食品廃棄の削減に向けた実証実験を始めた。お弁当やおにぎりに電子タグを付けて在庫情報などを自動的に管理。スマートフォンのアプリを活用し、販売期限が迫っているものは、購入者にお得なポイントを付与する仕組みだ。

実験では入荷段階で商品にタグを付け、陳列棚に備えた機器で読み取る。店内に設置した画面に表示される対象品を買うと、NTT ドコモのアプリ「ecobuy (エコバイ)」のポイントがたまり、「d ポイント」を含むさまざまな特典と交換できる。

****

[6] ***温暖化対策関係***

◇“最後のウォームビズ”　始まる 来年以降は特定の時期を定めず

＜NHK　2020 年 11 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201102/k10012691861000.html

暖かい服装で過ごし、暖房の使用を控えようという「ウォームビズ」が今月から始まりました。環境省は来年以降、特定の時期を定めず、省エネにつながる服装を呼びかけることにしていて「ウォームビズ」や「クールビズ」が一律に呼びかけられるのはこれが最後になります。

「ウォームビズ」は、暖房の使用を控えることで温室効果ガスの排出量を減らそうという取り組みで、毎年 11 月 1 日から翌年の 3 月末まで行われています。

東京 霞が関の環境省では、職員がセーターを着たり、ひざかけを使ったりして業務に当たっていました。

地球温暖化対策を進めるため、環境省は 15 年前から時期を定めて「クールビズ」や「ウォームビズ」を呼びかけてきました。

しかし、同じ気温でも人によって快適に過ごせる服装は異なることなどから、来年以降は特定の時期を定めず、省エネにつながる服装を呼びかけることにしていて「ウォームビズ」や「クールビズ」が一律に呼びかけられるのは、これが最後になります。

環境省脱炭素ライフスタイル推進室の菊池圭一室長は「今後は気温の変化に応じて、それぞれが自然に服装を変えられるよう、呼びかけを工夫していきたい」と話していました。

****

[7] ***その他省庁発表***

◇今後の主権者教育の推進に向けて（中間報告）

＜文部科学省　2020 年 11 月 2 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afvUacu64K44tTbG

◇各教科等の指導における ICT の効果的な活用に関する解説動画

＜文部科学省　2020 年 11 月 2 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afvUacu64K44tTbK

****

[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和２年度第３回有害性評価小検討会（ペーパーレス）を開催します　　11 月 11 日

＜厚生労働省　2020 年 11 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e4Jt_UbbpGfPOxTpY

(1) リスク評価対象物質の有害性評価について

(2) その他

・第 28 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会の開催について　　11 月 13 日

＜環境省　2020 年 11 月 2 日＞　https://www.env.go.jp/press/108604.html

（１）PCB 廃棄物処理の進捗状況について
（２）PCB 廃棄物処理の早期処理に向けた取組について
（３）PCB 廃棄物処理施設の解体・撤去について
（４）低濃度 PCB 廃棄物の処理に向けた取組について
（５）その他

・食品安全委員会（第 796 回）の開催について　　11 月 10 日
＜内閣府　2020 年 11 月 2 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai796.html
（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
・遺伝子組換え食品等１品目
BML780 MDT06-221 株α-アミラーゼ
（２）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
・「ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモ SPS-ØØX17-5」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
・「ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモ SPS-ØØØZ6-5」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（３）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
・「デコキネート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
・「バージニアマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（４）その他

・第 17 回過労死等防止対策推進協議会（ペーパーレス）開催案内　　11 月 10 日
＜厚生労働省　2020 年 11 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2yLNXeZ7BMdvm7tJY
（１）令和２年版過労死等防止対策白書について
（２）令和２年度の取組状況及び令和３年度概算要求について
（３）今後の過労死等防止対策の進め方について
（４）その他

・北海道「みんなで知ろう!取り組もう!食品ロス削減」シンポジウムの開催について　　11 月 17 日
＜消費者庁　2020 年 11 月 2 日＞
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/local_event/contents_001/#hokkaido

・令和２年度「体験の機会の場」と連携した環境教育の研修　「『自然との共生を目指す』～清里高原での環境教育」の開催について　　11 月 17 日、山梨県
＜環境省　2020 年 11 月 2 日＞　https://www.env.go.jp/press/108612.html

・「令和２年度 製品安全業務報告会」ＮＩＴＥ（ナイト）［独立行政法人製品評価技術基盤機構］～安全とあなたの未来を支えます～　　11 月 27 日、オンライン
＜製品評価技術基盤機構　2020 年 10 月 30 日＞
https://www.nite.go.jp/jiko/event/houkoku/houkoku2020.html

****

[付録]

◇*日本学術会議　任命拒否問題*

〇マスコミ報道　見出し

・若手を任命拒否した理由「若手が十分いない」　支離滅裂で混迷深めた菅首相の答弁＜毎日新聞　2020 年 11 月 2 日＞
・首相が主張する「偏り」どこ？学術会議側、データで反論＜朝日新聞　2020 年 11 月 3 日＞

********** 以上 **********